

(第1条関係)寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町の機関 町の議会、執行機関、<u>消防本部(消防署を含む。)</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。))及び条例等を用いる。により独立して権限を行使することを認められたものをいう。 (3)～(10) (略) ～略～	～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 町の機関 町の議会、執行機関____ ____若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。))及び条例等を用いる。により独立して権限を行使することを認められたものをいう。 (3)～(10) (略) ～略～

(第2条関係)寒川町職員定数条例新旧対照表

現行	改正案																
～略～ 第2条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他教育機関、選挙管理委員会、監査委員、<u>農業委員会及び消防機関</u>の事務部局に常時勤務する地方公務員(副町長、教育長、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び臨時の職員を除く。)をいう。 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局等</th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 農業委員会の事務部局の職員</td><td>2</td></tr> <tr> <td>7 消防機関の職員</td><td>58</td></tr> </tbody> </table> 2 職員のうち、次に掲げるもの	部局等	定数	(略)		6 農業委員会の事務部局の職員	2	7 消防機関の職員	58	～略～ 第2条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他教育機関、選挙管理委員会、監査委員<u>及び農業委員会</u> ____の事務部局に常時勤務する地方公務員(副町長、教育長、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び臨時の職員を除く。)をいう。 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局等</th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 農業委員会の事務部局の職員</td><td>2</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 職員のうち、<u>休職者等</u>であつて長期に	部局等	定数	(略)		6 農業委員会の事務部局の職員	2	(削る)	
部局等	定数																
(略)																	
6 農業委員会の事務部局の職員	2																
7 消防機関の職員	58																
部局等	定数																
(略)																	
6 農業委員会の事務部局の職員	2																
(削る)																	

_____について は、任命権者が必要と認める場合に限 り、前項に規定する定数の外におくこと ができる。 (1) <u>休職者等であつて長期にわたり職 務に従事しないもの</u> (2) <u>前項の表7の項に掲げる職員のうち、職員となつた日から1年を経過し ない消防吏員(当該職員となつた日に おいて、初任の教育訓練を修了してい るものを除く。)</u> ～略～	<u>わたり職務に従事しないものについて</u> は、任命権者が必要と認める場合に限 り、前項に規定する定数の外におくこと ができる。 (削る) (削る) ～略～
--	---

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行す る。</u>